

# PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

- PAZ内の在宅の避難行動要支援者1,254人のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるため施設敷地緊急事態で避難等を実施すべきと把握した479人について、あらかじめ避難先の候補施設を決めてあり、家族・近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織、見守り組織、松江市職員、消防職員・団員等の支援者の協力を得て避難を実施。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又は島根県等が確保したバスで避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は島根県等が確保した福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。

## 対象者

計 479人  
(支援者479人)

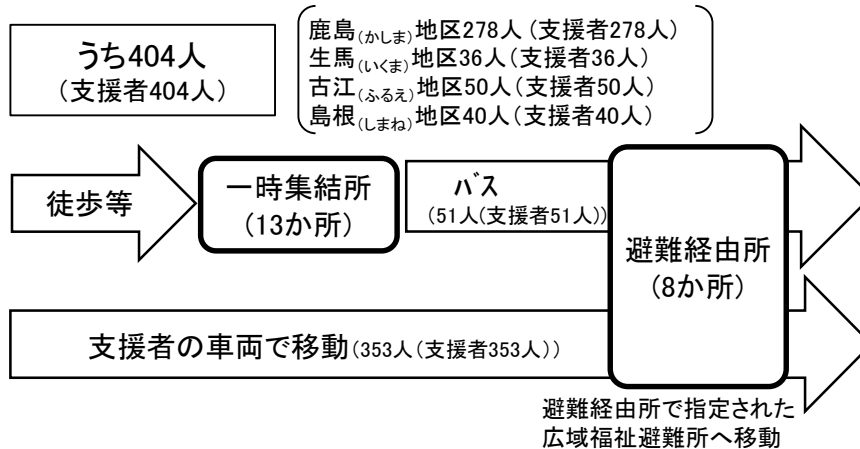
鹿島地区333人  
(支援者333人)

生馬地区39人  
(支援者39人)

古江地区56人  
(支援者56人)

島根地区51人  
(支援者51人)

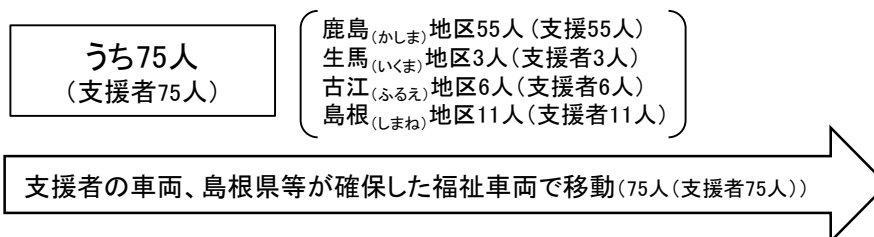
## 支援者が同行することで避難可能な者



## 広域福祉避難所

避難元地区	避難先市町	候補施設	受入見込数
鹿島 生馬 古江	おおだし 大田市	国立三瓶(さんべ)青少年交流の国民宿舎さんべ荘 県立男女共同参画センターあすてらす 温泉津(ゆのつ)保健センター 温泉津(ゆのつ)まちづくりセンター 仁摩(にま)保健センター 仁摩(にま)農村環境改善センター 静間(しずま)まちづくりセンター 五十猛(いそたけ)まちづくりセンター	926
島根	おおいづもちょう 奥出雲町	布勢(ふせ)コミュニティセンター 阿井(あい)コミュニティセンター 鳥上(とりかみ)コミュニティセンター 横田(よこた)コミュニティセンター 八川(やかわ)コミュニティセンター 馬木(まき)コミュニティセンター	556

## 避難の実施により健康リスクが高まる者



安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施

## 近傍の放射線防護対策施設

- ・東部島根医療福祉センター(生馬(いくま)地区、収容可能人数60名)
- ・あとむ苑(鹿島(かしま)地区、収容可能人数50名)
- ・松江市(まつえし)消防本部(城東(じょうとう)地区、収容可能人数109名)

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数2,679人について、バス73台、福祉車両103台（車椅子仕様93台、ストレッチャー仕様10台）。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両※3 (車椅子仕様)	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	
学校・保育所等の児童等を緊急退避所に輸送	2,153人 (児童等1,813人 +職員340人)	62台 (児童等1,813人 +職員340人)	0台	0台	保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少
医療機関の入所者等を避難先施設に輸送	0人	0台	0台	0台	
社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送	175人 (入所者125人 +職員50人)	5台 (入所者97人 +職員22人)	27台 (入所者27人 +職員27人)	1台 (入所者1人 +職員1人)	バスについては、地区ごとにそれぞれ必要車両台数を算出した合計値
在宅の避難行動要支援者のうち、施設敷地緊急事態での避難対象者及びその支援者を避難先施設に輸送	102人 (要支援者51人 +支援者51人)	3台 (要支援者51人 +支援者51人)	0台	0台	706人(要支援者353人+支援者353人)は支援者の車両による避難
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	150人 (要支援者75人 +支援者75人)	0台	66台 (要支援者66人 +支援者66人)	9台 (要支援者9人 +支援者9人)	支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少
妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定剤を服用できないと医師が判断した者を避難先施設に輸送	99人	3台 (99人)	0台	0台	680人は自家用車による避難
<b>合計</b>	<b>2,679人</b>	<b>73台</b>	<b>93台</b>	<b>10台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは1台当たり35人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(車椅子仕様)、福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人の要支援者を搬送することを想定

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から移動する場合には、別途移動手段の確保が必要)

まつえし

- 施設敷地緊急事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者の避難等のために、松江市及び中国電力が配備する車両のほか、「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」等に基づき島根県が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。

		必要車両台数、確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (車椅子仕様)	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	
(A) 必要車両台数		73台	93台	10台	
(B) 確保車両台数		計73台以上	計93台以上	計10台以上	
確保先	まつえし 松江市	48台	—	—	
	中国電力	—	—	27台	
	バス会社・タクシー会社	681台	41台	10台	福祉車両の保有台数は、 車椅子用：41台、車椅子・ストレッチャー兼用：9台、ストレッチャー用：1台
	社会福祉施設	—	1,419台	157台	福祉車両の保有台数は、 車椅子用：1,419台、車椅子・ストレッチャー兼用：116台、ストレッチャー用：41台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

# 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(9施設)へ屋内退避を実施。
- これら9施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大約1,400人収容可能。また、屋内退避者のための7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、中国電力が供給。

特別養護老人ホーム  
あさひの苑  
(収容可能者数:77人)



鹿島病院  
(収容可能者数:421人)



障害者支援施設はばたき  
(収容可能者数:75人)



障害者支援施設  
福祉型障害児入所施設  
松江学園  
(収容可能者数:37人)




特別養護老人ホーム ゆうなぎ苑  
(収容可能者数:89人)



障害者支援施設  
四ツ葉園  
(収容可能者数:90人)



特別養護老人ホーム あとむ苑  
(収容可能者数:126人  
うち在宅要支援者と  
その支援者50人)



東部島根医療福祉センター  
(収容可能者数:360人  
うち在宅要支援者と  
その支援者60人)



松江市消防本部  
(収容可能者数:在宅要支援  
者とその支援者109人)



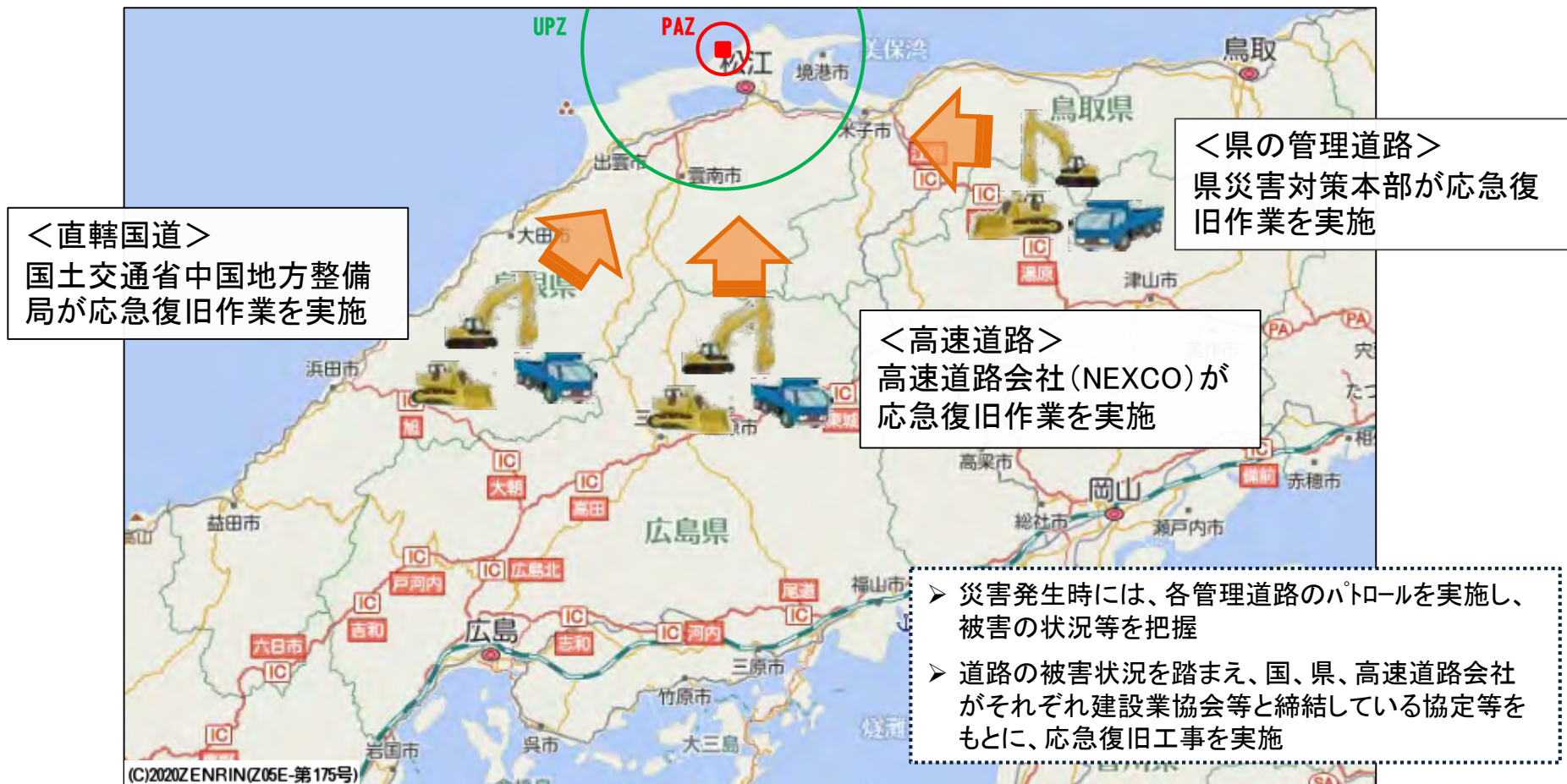
(凡例)

- : 当該施設入所者を収容
- : 在宅の避難行動要支援者(入所施設においては当該施設入所者を含む)を収容



# 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用できない場合は、島根県、松江市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



※ 不測の事態により対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

# 降雪時の避難経路の確保

- 島根県、鳥取県及び関係市は、毎年度除雪計画を定め、計画に基づく除雪基準をもって、積雪時における道路交通の安全を確保するための体制を整備。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り、各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。特に避難経路については優先的な除雪に努める。



除雪機械(例)



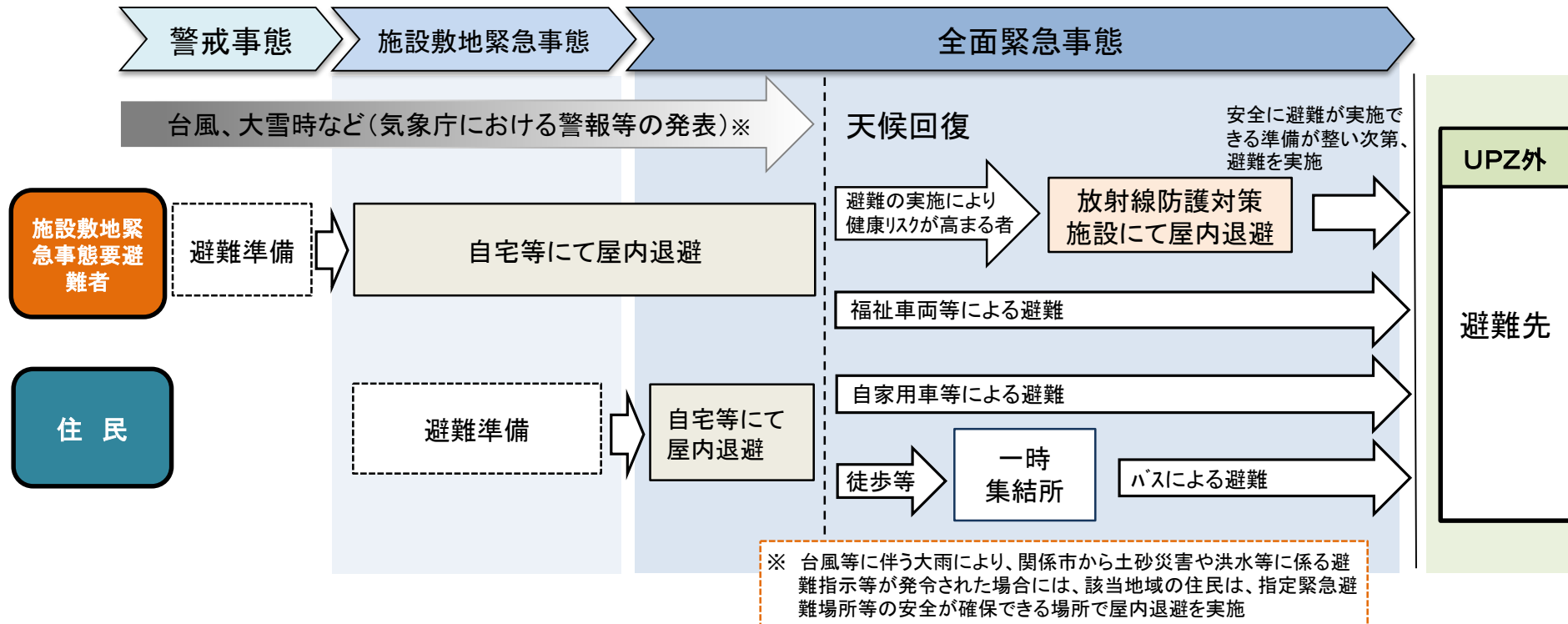
【凡例】:主要な避難経路

- 山陰自動車道
- 米子・松江自動車道
- 国道(高規格道路含む)
- 県道・市道
- 冬季チェーン規制区間

# 台風や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- 台風や大雪等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態に至った段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び島根県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

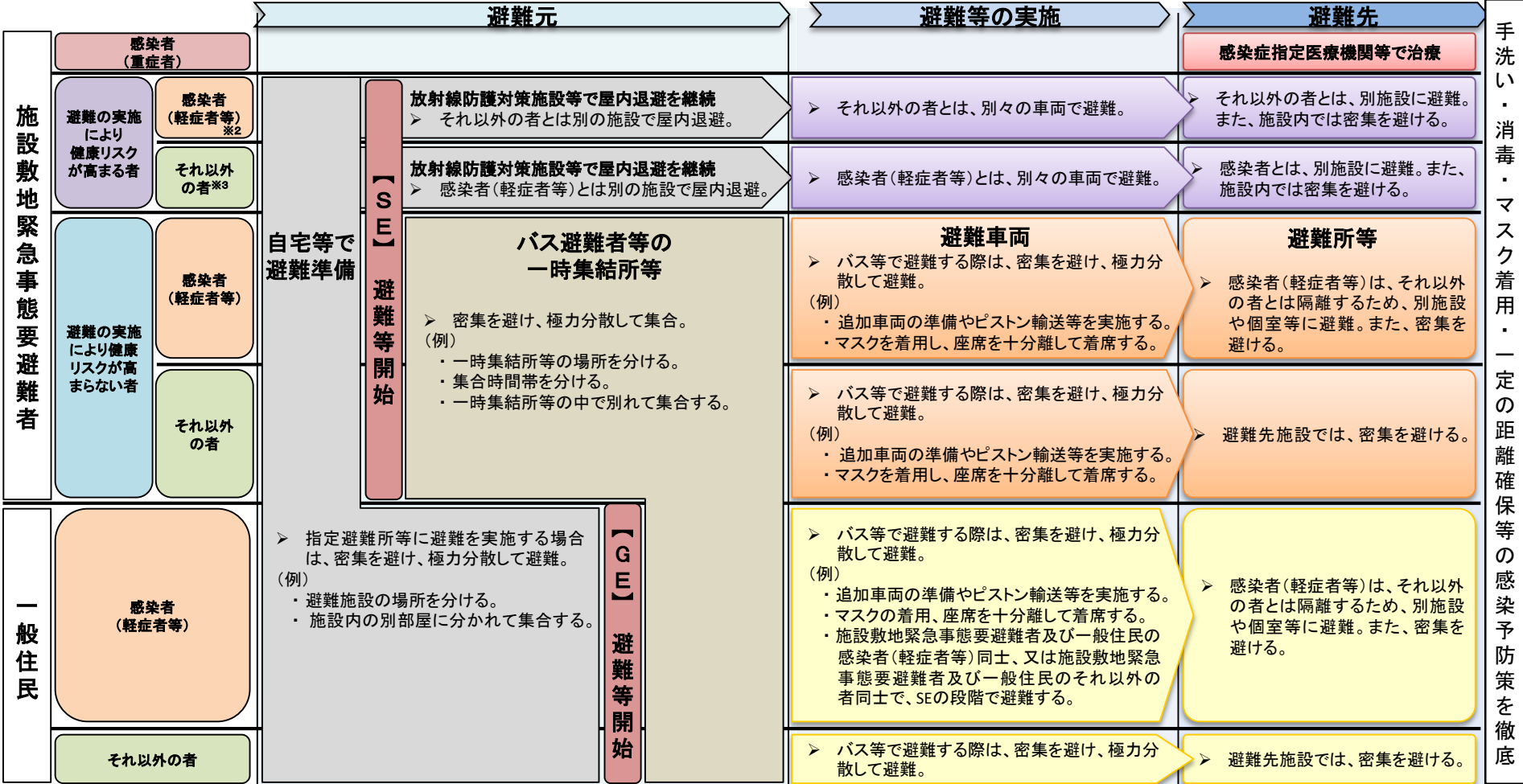
## ＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



# 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## ＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。



## 5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

### ＜対応のポイント＞

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

# PAZ内の住民の避難先及び住民数

- 施設敷地緊急事態で避難先へ避難した者及び安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避を実施している者を除くPAZ内の全住民は全面緊急事態で避難先への避難を実施。
- 松江市の3地区(鹿島地区、生馬地区、古江地区)の住民の避難については、自家用車で避難する住民は、自家用車により大田市内の避難経路所を經由し、避難先に避難。島根地区については奥出雲町内の避難経路所を經由し、避難先に避難。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したバスにて、避難経路所を經由し、避難先へ避難。
- 各地区の避難先については、平時から避難計画に関する住民説明会やパンフレットの配布、訓練等を通じて住民に周知。

避難元	避難先		
	避難経路所	避難所数	
鹿島地区 (6,223人)	大田市	大田高校、 第一中学校、 朝波小学校	避難所 : 14か所 広域福祉避難所: 2か所
生馬地区(一部) (1,046人)		ながひさ 長久小学校	避難所 : 10か所 広域福祉避難所: 1か所
古江地区(一部) (1,250人)		旧温泉津中学校、 温泉津地区運動場、 湯里地区体育館	避難所 : 8か所 広域福祉避難所: 6か所
島根地区(一部) (968人)	奥出雲町	よこた 横田公園	避難所 : 15か所 広域福祉避難所: 6か所
PAZ内住民数※ 合計 9,487人			



※施設敷地緊急事態で避難先へ避難した者及び安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避を実施している者も含む

- (凡例) 避難経路所
- 大田市避難経路所(鹿島地区)
  - 大田市避難経路所(生馬地区)
  - 大田市避難経路所(古江地区)
  - 奥出雲町避難経路所(島根地区)

円滑な避難を実施するため避難先市町は避難経路所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導

# PAZ内の避難経路

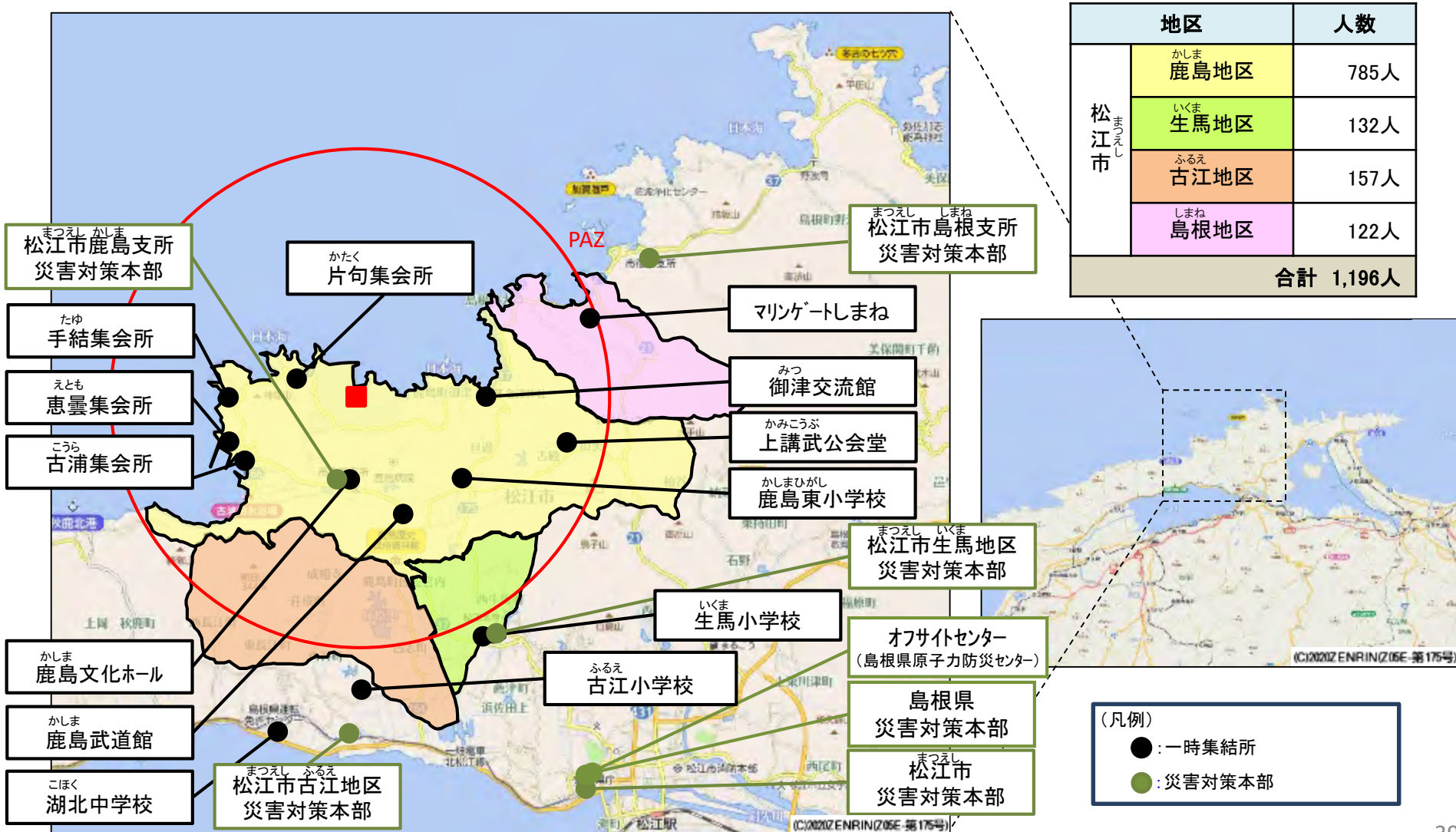
- 宍道湖・大橋川で南北に分断される地形となっている松江市内中心部での渋滞を回避するため、松江市橋北エリアの避難経路について、以下をポイントに設定。
  - ①道路規格が高く、地震による被害を受けにくい幹線道路を中心とすること。
  - ②交通信号機の多いエリアはできるだけ通行させない避難ルートとすること。
  - ③市中心部の4橋(松江大橋、新大橋、宍道湖大橋、くにびき大橋)を極力通らないこと。
- 自然災害等によりあらかじめ定めた避難経路が使用できない場合は、島根県及び松江市は、被災状況を踏まえ、道路管理者等の協力を得ながら避難経路の再調整を行い、迂回路や代替経路の設定などを実施。
- 県警察においては、避難経路の設定を踏まえて、交通誘導対策を実施。



・上記の迂回路や代替経路の設定について、令和元年度原子力総合防災訓練では、鹿島地区の一部・生馬地区・古江地区の主要な避難経路である宍道湖北部の経路(国道431号等)がいずれも通行できないものとして、宍道湖大橋を用いて宍道湖南部の経路(山陰自動車道等)へ迂回する代替経路を設定。また島根地区の主要な避難経路である国道314号も一部通行できないものとして、迂回路を設定。

# PAZ内における自家用車で避難できない住民の数

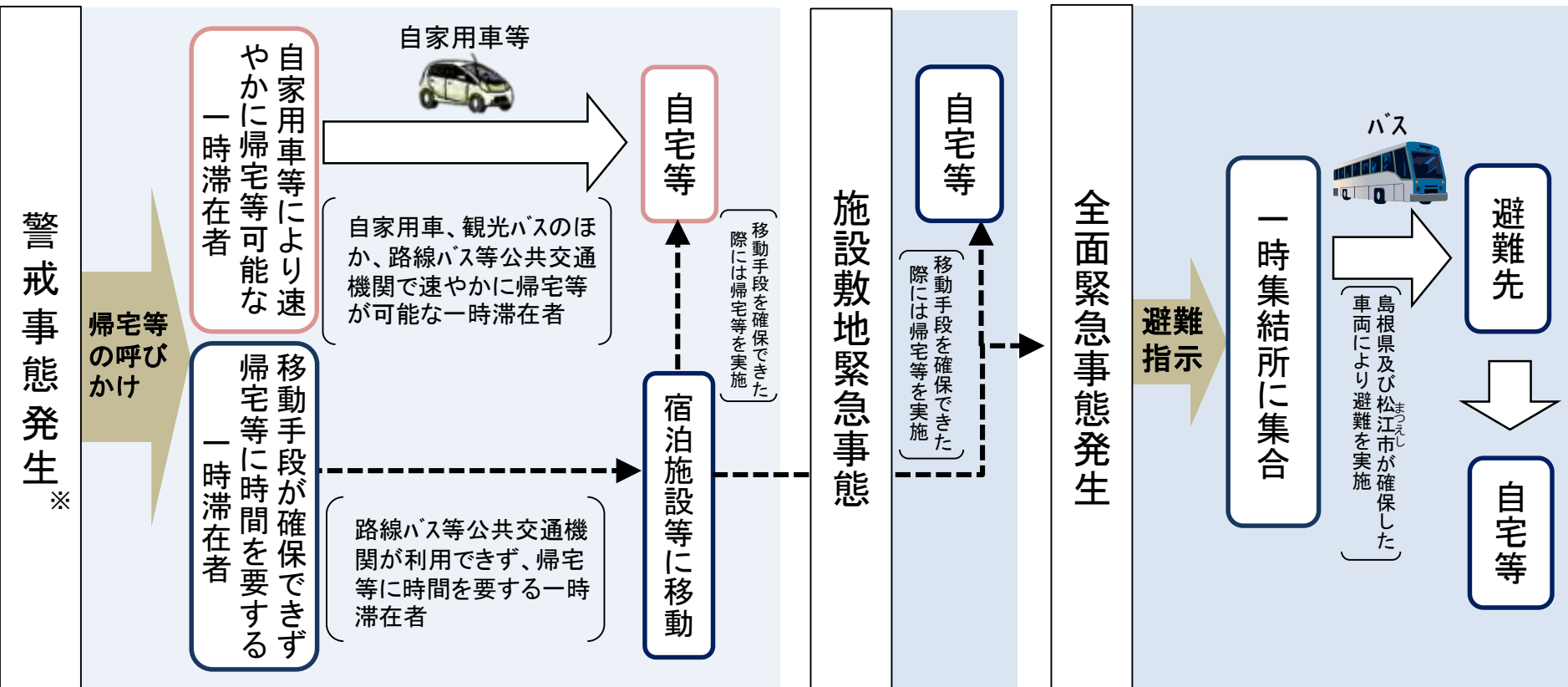
- PAZ内の松江市4地区(鹿島、生馬、古江、島根)を対象とした個別訪問調査の結果、自家用車で避難できない住民は、合計1,196人。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各一時集結所に集合し、バスで避難先に避難。



# PAZ内の観光客等一時滞在者の避難

- 島根県及び松江市は観光客等一時滞在者については、警戒事態（地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合）において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態（地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合）の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、全面緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集結所に集まり、島根県及び松江市が確保した車両により避難を実施。

## <観光客等一時滞在者の避難の流れ>



※地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合